

# 青森県報

第七百三十二号

令和六年  
三月六日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………

が  
生活  
習慣  
病  
対  
策  
課  
… 一

○ 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………

(高  
齢  
福  
祉  
保  
險  
課  
… 一

○ 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………

(障  
害  
福  
祉  
課  
… 二

### 公 告

○ 大規模小売店舗の変更の届出……………

(商  
工  
政  
策  
課  
… 二

○ 右 同……………

( 同 ) …… 五

### 公 安 委 員 会

○ 技能検定員等の審査の実施……………

(運  
転  
免  
許  
課  
… 六

## 告 示

### 青森県告示第百十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があった

ので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和六年三月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
難病指定医 村上 祐介	難病指定医 三橋 友里	難病指定医 つがる西北 五広域連合 つがる総合 病院	難病指定医 弘前大学医学部 附属病院	難病指定医 つがる西北 五広域連合 つがる総合 病院	難病指定医 弘前大学医学部 附属病院	指定医 の区分
八戸市大字田面 三木字赤坂一六の 三	弘前市大字本町 五三	弘前市大字石川 字石川九七	弘前市大字石川 字石川九七	弘前市大字石川 字石川九七	弘前市大字石川 字石川九七	氏 名
医療法人青 仁会青南病 院	医療法人青 仁会青南病 院	医療法人恩 幸会くどう 内科消化 器・肝臓ク リニック	医療法人恩 幸会くどう 内科消化 器・肝臓ク リニック	医療法人恩 幸会くどう 内科消化 器・肝臓ク リニック	医療法人恩 幸会くどう 内科消化 器・肝臓ク リニック	名 称 所 在 地
精神科、 心療内科	精神科、 耳鼻咽喉 科	内科、消 化器内 科、肝 臓	耳鼻咽喉 科	耳鼻咽喉 科	耳鼻咽喉 科	担当する 診療科名
六・一・一	五・一〇・一	令和 四・五・一				変 更 年 月 日

### 青森県告示第百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和六年三月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称又は氏名	指定居室サービス事業者	居室サービスの種類	居室サービス事業を行う所	指定期日
合同会社 A O l i g o	三沢市松園町二丁目一九の九	通所介護	三沢市松園町二丁目一九の九	令和六・三・一
主たる事務所の所在地又は住所	歩行・リハビリ特化型デイサービス	名称	所在地	
	GYM			

青森県告示第百二十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和六年三月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指定期日
一般社団法人 LIMINO	保育所等訪問支援	児童発達支援事業所あり	令和六・三・一
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
	三沢市淋代三丁目三九二		三沢市東町三丁目九の七スタジオ

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年三月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモールつがる柏  
つがる市柏稲盛幾世四一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更日
イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 代表取締役 岩村康次	株式会社ワークマン 群馬県伊勢崎市柴町一七三二 代表取締役 小濱英之	令和六・三・三

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更日
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 代表取締役 吉田昭夫	変更なし	
イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 代表取締役 岩村康次	変更なし	

株式会社タツミヤ 東京都八王子市曉町一丁目三二の一 代表取締役 指田努	カトレア株式会社 秋田県秋田市山王沼田町二の一 代表取締役 長谷川利夫	株式会社ハニーズホールディングス 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二七の一 代表取締役 江尻義久	株式会社エコーインターナショナル 大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目二の一 代表取締役 半田正	株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村浩一	株式会社ストライプインターナショナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 立花隆央	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区柳生一丁目六の三 代表取締役 林史郎	株式会社ライトオン 茨城県つくば市小野崎二六〇の一 代表取締役 藤原祐介	株式会社スタート 上北郡おいらせ町高田八六の二 代表取締役 松村始	株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩一丁目四八の一 代表取締役 木山剛史
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区柳生一丁目六の三 代表取締役 堀田政和	変更なし	変更なし	変更なし
						令和 五・七・三三			

株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目二三の五 代表取締役 木山尚久	株式会社ハピネス・アンド・デイ 東京都中央区銀座一丁目一六の一 代表取締役 田篤史	藤久株式会社 愛知県名古屋市中東区高社一丁目二一〇 代表取締役 堤智章	株式会社ローソンHMVエンターテインメント 東京都品川区大崎一丁目一の二 代表取締役 渡辺章仁	株式会社三城 東京都中央区日本橋室町二丁目四の三 代表取締役 澤田将広	As me エステール株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 代表取締役 丸山雅史	株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 石塚幸男	株式会社ヴィレッジヴァンガード 愛知県名古屋市中東区上社一丁目九〇一 代表取締役 白川篤典	株式会社水晶堂 八戸市小中野五丁目一の二五 代表取締役 小野寺太郎
変更なし	株式会社ハピネス・アンド・デイ 東京都中央区銀座一丁目一六の一 代表取締役 田泰夫	藤久株式会社 愛知県名古屋市中東区高社一丁目二一〇 代表取締役 中松健一	株式会社ローソンエンターテインメント 東京都品川区大崎一丁目一の二 代表取締役 渡辺章仁	変更なし	エステールホールディングス株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 代表取締役 丸山雅史	株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 中嶋築人	変更なし	変更なし
	令和 三・四・一	三・九・七	平成 三〇・六・一		平成 三〇・〇・一	令和 三・二・二七		

つがる市木造千代町三四の一				株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町一丁目二 の二 代表取締役 寺脇栄一	株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町一丁目二 の二 代表取締役 三宅英木	令和 三・六・二〇
				株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	四・九・三三
				株式会社フレックスコーポレー ション 青森市第二間屋町一丁目五の一五 代表取締役 加川雄飛	変更なし	
				イオンペット株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の一 代表取締役 米津一郎	イオンペット株式会社 千葉県市川市南八幡四丁目一七の 八 代表取締役 米津一郎	令和 三・四・一
				須郷一成 弘前市大字小比内五丁目一五の六	変更なし	
				フジパルスタアー株式会社 愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁 目五〇 代表取締役 安田智彦	変更なし	
				フランス総合医療株式会社 東京都千代田区平河町一丁目八の 八 代表取締役 杉木和彦		令和 五・九・一
				株式会社キャンドウ 東京都新宿区北新宿二丁目二一の 一 代表取締役 城戸一弥		六・一・三六
				株式会社ワークマン 群馬県伊勢崎市柴町一七三二 代表取締役 小濱英之		六・二・三三
						四・一・三三

株式会社レイディス・ファッショ ン・キノシタ 北海道函館市松風町一〇の三 代表取締役 木下博		四・一・三三
株式会社文教堂 神奈川県川崎市高津区久本三丁目 三の一七 代表取締役 佐藤協治		四・五・八
パレモ・ホールディングス株式会 社 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 吉田馨		五・一・二五
株式会社チチカカ 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目 五の四 代表取締役 箸方修		三・八・二五
工藤雅己 五所川原市大字漆川字袖掛一五六 の二七		四・三・二八
株式会社チュチュアンナ 大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北 二丁目三の一 代表取締役 上田利昭		三・八・三三

四 届出年月日  
令和六年二月十三日

五 届出書の縦覧  
1 場所  
青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間  
令和六年三月六日から同年七月八日まで

3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出  
ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持



できる時 二十四時間  
間帯 二十四時間

四 届出年月日

令和六年二月十三日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

令和六年三月六日から同年七月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年七月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十五号

令和六年度技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。）第二条及び第十条第二項の規定により公示する。

令和六年三月六日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 審査の種類、期日、場所及び項目

審査の種類	審査期日	審査場所	審査項目
技能検定員（普自二） 教習指導員（普自二）	一 令和六年五月七日から同月九日までの午前九時から午後五時までの間 二 令和六年五月十七日から同月二十一日までの間 三 令和六年五月二十九日から同月三十一日までの間 四 令和六年六月五日から同月九日までの間 五 令和六年六月十二日から同月十六日までの間 六 令和六年六月十九日から同月二十三日までの間 七 令和六年六月二十六日から同月三十日までの間 八 令和六年七月三日から同月七日までの間 九 令和六年七月十日から同月十四日までの間 十 令和六年七月十七日から同月二十一日までの間 十一 令和六年七月二十四日から同月二十八日までの間 十二 令和六年七月三十一日までの間 十三 令和六年八月七日から同月十一日までの間 十四 令和六年八月十四日から同月十八日までの間 十五 令和六年八月二十一日から同月二十五日までの間 十六 令和六年八月二十八日から同月三十一日までの間	青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課	技能検定に関する技能及び知識 教習に関する技能及び知識
技能検定員（大型） 教習指導員（大型）	一 令和六年六月三日から同月二十八日までの間 二 令和六年六月十日から同月二十五日までの間 三 令和六年六月十七日から同月二十二日までの間 四 令和六年六月二十四日から同月二十九日までの間 五 令和六年七月一日から同月十六日までの間 六 令和六年七月八日から同月二十三日までの間 七 令和六年七月十五日から同月三十日までの間 八 令和六年七月二十二日から同月三十一日までの間 九 令和六年八月五日から同月二十日までの間 十 令和六年八月十二日から同月二十七日までの間 十一 令和六年八月十九日から同月三十一日までの間	右 同	技能検定に関する技能及び知識 教習に関する技能及び知識

技能検定員 (大型) (中型) (普通) (三種) 教習指導員 (大型) (中型) (普通) (三種)	教習指導員 (普通)	技能検定員 (普通)	
一 令和六年四月三十日午前九時から午後五時まで 二 令和六年五月八日午前九時から午後五時まで 三 令和六年五月十八日午前九時から午後五時まで	一 令和六年四月九日午前九時から午後五時まで 二 令和六年四月十九日午前九時から午後五時まで 三 令和六年四月二十九日午前九時から午後五時まで (土曜日を除く)	一 令和六年四月九日午前九時から午後五時まで 二 令和六年四月十九日午前九時から午後五時まで 三 令和六年四月二十九日午前九時から午後五時まで	一 令和六年四月九日午前九時から午後五時まで 二 令和六年四月十九日午前九時から午後五時まで 三 令和六年四月二十九日午前九時から午後五時まで
右 同	右 同	右 同	右 同
技能検定に関する技能及び知識	技能検定に関する技能及び知識	技能検定に関する技能及び知識	技能検定に関する技能及び知識

技能検定員 (大自二) 教習指導員 (大自二)	
一 令和六年四月九日午前九時から午後五時まで 二 令和六年四月十九日午前九時から午後五時まで 三 令和六年四月二十九日午前九時から午後五時まで 四 令和六年五月九日午前九時から午後五時まで 五 令和六年五月十九日午前九時から午後五時まで 六 令和六年五月二十九日午前九時から午後五時まで	一 令和六年四月九日午前九時から午後五時まで 二 令和六年四月十九日午前九時から午後五時まで 三 令和六年四月二十九日午前九時から午後五時まで 四 令和六年五月九日午前九時から午後五時まで 五 令和六年五月十九日午前九時から午後五時まで 六 令和六年五月二十九日午前九時から午後五時まで
技能検定に関する技能及び知識	技能検定に関する技能及び知識

二 申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先

(一) 各審査日の一月前から審査前日まで

(注) 自衛隊教習所関係者にあつては、審査の種類欄の「技能検定員 (大型)」を「技能検定員 (普通)」に、「教習指導員 (大型)」を「教習指導員 (普通)」に、「技能検定員 (普通)」を「技能検定員 (大型)」に、「教習指導員 (普通)」を「教習指導員 (大型)」に読み替えること。

(二) 青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

(一) 審査申請書

写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚を貼付すること。

(二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定める書類を審査当日提示すること。

3 審査手数料

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第百一号)別表に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

4 その他

(一) 審査申請書は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。

(二) 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話〇一七―七八二―〇〇八二)に問い合わせること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭